

利用規約

当ホテルの公共性と安全性を確保するため、当ホテルをご利用のお客様は下記の規則をおまもりいただくことになっております。

この規則で禁じられた事項をおまもりいただけないときは、当ホテルのご利用をお断りさせていただきます。

- 廊下及び客室内で暖房・炊事用など火気などをご使用にならないこと。
- 喫煙可能客室においてはベッドの中など火災の原因となり易い場所で喫煙をなさらないこと。禁煙室においては、喫煙をなさらないこと。
- 高音放歌や喧騒な行為、その他で他人に嫌悪感を与えたり、迷惑を及ぼしたりするようなことのないこと。
- 廊下及び客室に次のようなものをお持ち込みにならないこと。
 - (イ) 動物、鳥類。
 - (ロ) 著しく悪臭を発するもの。
 - (ハ) 著しく多量な物品。
 - (ニ) 火気や揮発油など、火気或いは引火しやすいもの。
 - (ホ) 適法に所持を許可されていない鉄砲、刀剣類。
- 廊下及び客室内で、賭博及び風紀を乱すような行為をなさらないこと。
- みだりに外来者を客室内に引き入れたり、客室内の諸設備、諸物品などを使用させたりなさらないこと。
- 客室やロビーを事務所、営業所がわりに使用なさらないこと。

- 廊下及び客室内の諸設備、物品をその目的以外の用途に充てないこと。
- 客室内の諸物品をホテルの外へ持ち出したり、ホテル内の他の場所に移動したりなさらないこと。
- ホテルの建築物や諸設備に異物を取り付ける等、現状を変更するような加工をなさらないこと。
- ホテルの外観を損なうような物品を窓にお掛けにならないこと。
- ホテル内で他のお客様に広告物を配布する等行為をなさらないこと。
- 廊下やロビーなどに靴やその他の所持品を放置なさらないこと。
- ホテル外から飲食物の出前をおとりにならないこと。
- 宿泊料は前金にてお支払いくださること。
- ご宿泊日数を変更なさる場合は、ホテルフロントに予めご連絡くださること。
- ご宿泊日数を延長なさる場合は、延長以後のお勘定をお支払いくださること。
- お預かりの洗濯物やお忘れ物の保管は、特にご指定のない限り発見日を含めて1ヶ月とさせていただきます。
- 現金その他の貴重品は必ずフロントにお預けください。お預かり物以外の物品の紛失につきましては当ホテルは責任を負いかねます。
- 館内着・スリッパは客室・浴場以外でのご使用をご遠慮ください。

宿泊約款

適用範囲

第1条 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2. 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

宿泊契約の申込み

第2条 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項をホテルに申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金（原則として別表1の基本宿泊料による。）
- (4) その他当ホテルが必要と認める事項

2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

宿泊契約の成立等

第3条 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。

3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4. 第2項の申込金を同項の規定より当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

申込金の支払いを要しないこととする特約

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2. 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払い期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱う。

宿泊契約の拒否

第5条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとするものが、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、伝染病患者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し適正な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6) 天災、施設の故障、そのほかやむを得ない自由により宿泊させることができないとき。
- (7) 宿泊しようとする者が泥酔者等で、他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼすおそれがあるとき、及び、宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。

宿泊客の契約解除権

第6条 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払い期日を指定してその支払を求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払い義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。

3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後9時（予め到着時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

当ホテルの契約解除権

第 7 条 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に際し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をしたと認められるとき。
- (2) 宿泊客が伝染病患者であると明らかに認められるとき。
- (3) 宿泊に関し適正な範囲を超える負担を求められたとき。
- (4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- (5) 宿泊しようとする者が泥酔者等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき及び宿泊客が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る）に従わないとき。

2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

宿泊の登録

第 8 条 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の指名、年齢、性別、住所及び職業
- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当ホテルが必要と認める事項

2. 宿泊客が第 12 条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、予め、前項の登録時にそれらを提示していただきます。

客室の使用時間

第 9 条 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後 2:00 から翌午前 10:00 とします(プラン等ホテルが別途指定することがあります)。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同行に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます(下記範囲内で、ホテルが別途設定することがあります)。

- (1) 午後 4:00 迄は、3,000 円(会員)、3,800 円(一般)
- (2) 午後 4:00 以降は、室料金の 100%

利用規則の遵守

第 10 条 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

主な施設の営業時間

第 11 条 当ホテルのフロントの営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は各所の掲示等でご案内いたします。

- (1) 門限なし
- (2) フロント 24 時間

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

料金の支払い

第 12 条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第 1 に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の到着の際、フロントにおいて行っていただきます。

3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

当ホテルの責任

第 13 条 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償

します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

契約した客室の提供ができないときの取扱い

第 14 条 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供ができないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

寄託物などの取扱い

第 15 条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、宿泊客がその種類及び価額の申告を行わなかったときは、当ホテルは 15 万円を限度としてその損害を賠償します。

2. 宿泊客が当ホテル内にお持込になった物品又は現金並びに、貴重品について、フロントにお預けにならなかったものに関しては当ホテルの故意又は重大な過失がない限り、滅失、毀損等の損害が生じても当ホテルは責任を負いかねます。

宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

第 16 条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前にとホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合は、発見日を含めて 1 ヶ月間当ホテルに保管し、その後貴重品については最寄りの警察署へ届け、そのほかの物品については処分させていただきます。

駐車場の責任

第 17 条 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

宿泊客の責任

第 18 条 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

別表第 1: 宿泊料金などの内訳(第 2 条第 1 項及び第 12 条第 1 項関係)

		内 訳	
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	① 基本宿泊料(室料)	
	追加料金	② その他の利用料金	
	税金	イ. 消費税、諸税	

備考 基本宿泊料はフロントに提示する料金表によります。

別表第 2

違約金(第 6 条第 2 項関係)

契約申込人数	契約解除の通知を受けた日	不 泊	当 日	前 日	2~6 日前	7 日前
			午後 4 時迄			
一 般	10 名迄	100%	0%	0%		
団 体	11 名~	100%	100%	50%	30%	10%

- (注) 1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1 日分(初日)の違約金を収受します。
3. 団体客(11 名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の 7 日前(その日より後に申込をお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊人数の 10%(端数が出た場合には切り上げる)にあたる人数については、違約金はいただきません。